

●香川県告示第337号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年11月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年10月30日
- 3 指定道路の位置 観音寺市天神町2丁目甲806番1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.22メートル
延長 56.77メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。